

令和8年 富士見町 規則

第 10 号

富士見町中小企業振興資金斡旋に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月3日

富士見町長 渡 辺 葉

富士見町中小企業振興資金斡旋に関する規則の一部を改正する規則

富士見町中小企業振興資金斡旋に関する規則（昭和49年10月11日）の一部を次のように改正する。

別表小規模企業振興資金の項中「設備資金750万円以内」を「設備資金及び運転資金を合算して2,000万円以内」に改め、「運転資金500万円以内」を削り、同表経営安定資金の項中「5年以内」を「7年以内」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。